熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付要項

熊谷ブランド「晴れまち」とはー

熊谷ブランド「晴れまち」は、埼玉県熊谷市で生まれた産品の魅力を束ね、広く伝えていくために生まれた地域ブランドです。
市内事業者の皆さんと共に地域ブランドの検討を進め、2025 年 3 月にブランド名「晴れまち」として動き出しました。

ブランドコンセプト 「農・商・工」発展都市のその先へー

熊谷市は歴史的背景や立地の優位性から、農業、商業、工業がバランス良く発展してきた地域です。その歩みをさらに未来へと進めるため『「農・商・工」発展都市のその先へ』というコンセプトのもと、地域ブランドによる産業活性化を目指します。

まちの未来を願い、コンセプトに共感していただく皆様と一緒に「晴れまち」というブランドを育てていきたいと考えています。

「認定品」とはー

事業者が独自にブランド化を行っている、穀物、野菜、果樹、畜産物などの産品を対象とし、「熊谷ブランド「晴れまち」認定制度実施要綱」により認定するものです。

認定品に「晴れまち」のシンボルマークを付けて発信することで、自社ブランドを「熊谷市の魅力」としてより広域に発信することができます。

事業のねらい

熊谷ブランド「晴れまち」の認定に向けた新製品の開発や既存製品の改良を支援します。この取組を通じて、本市の新たな魅力の発掘や商品の付加価値向上による地域経済の活性化を目指します。また、補助金の交付に留まらず、熊谷ブランド「晴れまち」認定に向けた伴走支援を行います。計画から実行まで継続的にサポートしていきます。

交付対象者

補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有する個人、法人又は団体で、次のいずれかに該当するものとする。

⑴ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
⑵ 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人
⑶ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
⑷ その他市長が認める任意団体

ただし、次のいずれかに該当する者は、対象としない。

⑴ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員及びこれら暴力団と密接な関係を有する者及びそれらと取引をする者
⑵ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行っている者
⑶ 市税を滞納している者
⑷ その他市長が補助金の交付対象者として不適当と認める者

対象事業

補助金の対象となる事業は、熊谷ブランド「晴れまち」認定を目標とする新製品の開発及び既存製品を改良する取組とする。ただし、既存製品の改良は、製品の設計などを大きく変更・改良し、外部に向けて以前の製品とは異なる製品として販売するものに限る。

ただし、次のいずれかに該当するときは、対象としない。
⑴ 他制度等による補助の対象となった事業
⑵ すでに製品開発や改良が完了しているとき
⑶ 製品開発や改良の全部又は大部分を外部に委託するとき
⑷ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがあるとき

対象経費　　補助金の対象となる経費は、対象事業に要した費用のうち次に掲げる経費とする。
⑴ 原材料に要する経費
⑵ 検査及び分析に要する経費
⑶ マーケティングに要する経費
⑷ 外注加工に要する経費
⑸ 試作品及び量産に係る機械装置購入に要する経費
⑹ 商品、パッケージ又はラベルのデザイン製作に係る経費
⑺ 知的財産権等取得に要する経費
⑻ その他市長が必要と認める経費

申請方法　　補助金の交付を受けようとする者は、事業の実施前に熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
⑴ 熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発調書（様式２号）
⑵ 補助対象経費に係る見積書の写し
⑶ 申請者の市税に滞納がないことを証明する書類
（申請者が市内に住所を有している場合のみ）
⑷ 定款又は履歴事項全部証明書、ただし申請者が任意団体である場合には団体の規約及び名簿（法人のみ）
⑸ その他市長が必要と認める書類

申請期間　　申請の受付は、当該年度１２月末日までとする。

補助金額　　対象経費の２分の１以内とし、３０万円を限度とする。

加算	協業加算 ⑴　条件 交付対象者が２者以上参画する対象事業のとき ⑵　加算額 基準額に２０万円を加算する
	「晴れまち」加算 ⑴　条件 熊谷ブランド「晴れまち」の指定品又は認定品を原材料としたとき ⑵　加算額 基準額に２０万円を加算する

※加算は重複して適用する
※千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる
※補助金は、市の予算の範囲内において決定する

実績報告

補助対象事業が完了した日から起算して、３０日以内又は当該年度終了期日（３月３１日）のいずれか早い期日までに熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴ 補助対象経費に係る領収書の写し
⑵ 新たに製作した製品や改良した既存製品の写真
⑶ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

補助金交付

⑴ 実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付確定通知書により市から通知する。
⑵ 熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付確定通知書を受けた者は、速やかに熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付請求書(様式第８号)を熊谷市商業観光課へ提出する。
⑶ 速やかに熊谷ブランド「晴れまち」認定品開発促進補助金交付請求書を受理した後、指定された口座へ補助金の振込を行う。

認定の流れ

認定に向けた伴走支援を行います。

